

泉南市一般競争入札説明書

市有財産の売却について、下記のとおり一般競争入札を実施しますので、買受希望者は、売却物品について確認をし、この入札説明書、泉南市インターネット公有財産売却ガイドラインを承知の上、あらかじめ入札参加の申し込みを行い、所定の手続きに従い入札願います。

令和6年 月 日

泉 南 市

- 1 一般競争入札により売却する物件
以下の物件を個別に入札し各々売却を行います。
(自動車)

物件 番号	財産名称	登録	排気量	走行距離 (km)	車検	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
R6-1	H24年式 日野 2t塵芥車	H24.8	4.00ℓ	137,905	期限切れ	500,000	50,000

備考： 1. 予定価格とは、あらかじめ泉南市が定めた最低売却価格(税抜)をいう。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げるものとします。
(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当しないものであること。
(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者または同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人または法人であること。
(3) 日本語を完全に理解できること。
(4) 泉南市が定める泉南市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し遵守できる者であること。
(5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること。
(6) 3によりあらかじめ一般競争入札への参加申し込みをした者であること。
- 3 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項
入札に参加しようとする方は、次の参加申し込み手続きを行ってください。
(1) 参加仮申し込み
入札に参加しようとする方は、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)の参加を希望する物件の売却物件詳細画面より令和6年年7月31日(水)午後2時までに参加の仮申し込み手続きを行ってください。
(2) 参加申し込み(本申し込み)
一般競争入札への参加申し込み(本申し込み)手続きは(1)により参加仮申し込み手続きを完了した後、令和6年7月31日(水)午後5時までに所定の申込書と必要書類(下記(3)を参照)を泉南市市民生活環境部清掃課に持参または郵送により提出すること。なお、期限までに所定の申込書を提出しない場合は、入札に参加できないものとする。(郵送の場合は、令和6年7月31日(水)までの消印があるものを有効とし、郵送方法は特定記録郵便又は簡易書留郵便とする。
(3) 入札参加申し込み提出書類
1 泉南市公有財産売却一般競争入札参加申込書(指定用紙)
2 (個人)住民票抄本(原本)※本籍地・続柄・個人番号記載不要
(法人)商業登記簿謄本または全部事項証明書(原本)
3 (共通)暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書
※(3)2について、申し込み時は写しの提出も可とするが、落札者となった場合は原本を提出すること。(ただし、申し込み時に原本を提出した場合は除く。)
※提出された書類は一切返却しないものとする。

(4) 参加申し込み書等の交付及び参加申し込み(本申し込み)の受付

ア 交付期間

令和6年7月12日(金)午後1時から令和6年7月31日(水)午後2時まで

イ 交付方法

泉南市のホームページからダウンロードするものとする。

ウ 受付期間

令和6年7月12日(金)午後1時から令和6年7月31日(水)午後2時まで

※ただし、持参による申し込みの場合は、期間中の土曜日・日曜日及び祝日を除く。

エ 受付場所

泉南市 清掃課庁舎 2階

(5) 参加申し込みの受付確認

申込者には、(3)の申し込み提出書類を泉南市が受領した場合、泉南市からKSI官公庁オークションで認証された申込者のメールアドレスに申込書の受領を確認する通知をメールにて送信する。

4 入札保証金

入札に参加しようとする方は、3の手続きと共に売却物件に定められた入札保証金を指定された納付方法により納付してください。

(1) 納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとします。公有財産売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付すること。

(2) 入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金及び売却代金に充当することができるものとする。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に還付する。(クレジットカードによる納付の場合は、落札者のものを除き、入札保証金の引き落としは行わない。)ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き、契約締結後に還付を行う。(契約保証金及び売却代金に充当する場合を除く。)

5 物件の公開日時及び場所

売却区分番号R6-1について、下記期間中に行います。

見学(下見)可能期間	見学(下見)実施場所
令和6年7月22日(月)～7月26日(金) 午前9時から午後4時まで (祝日及び正午～午後1時までは除く)	大阪府阪南市尾崎町532番地 泉南市 清掃課庁舎 車庫

※期間中の希望日時を事前予約のうえ、当日、清掃庁舎2階までお越しください。

6 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上

(2) 入札期間

令和6年8月13日(火)午後1時から令和6年8月20日(火)午後1時まで

7 入札の方法

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録するものとする。なお、一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできないため、注意すること。

(2) 入札価格には、取引に係る消費税および地方消費税を含まない金額を登録すること。

(3) 郵送による入札書の提出は認めない。

8 入札の無効

2に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に規定する参加できない要件のいずれかに該当する者が行った入札と認めるとき及び入札参加申し込み申請について虚偽の申し込み申請を行った者のした入札または、市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

9 落札者決定の方法

落札者の決定は、公有財産システムによる入札において入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定するものとする。

(1) 開札日時

令和6年8月20日(火)午後1時以降

(2) 落札者への通知

落札者には、泉南市から入札期間終了後あらかじめKSI官公庁 オークションで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨及び契約締結に関する案内のメールを送信する。

10 売買契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、落札者決定後、泉南市からの電子メールなどによる契約締結に関する案内に従い泉南市と売買契約を締結しなければならない。

(1) 契約締結期限

令和6年8月30日(火)午後2時まで

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結日までに落札物品に係る契約金額(売却価格)の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を銀行振込または直接持参により納付しなければならない。

4の(2)により、入札保証金を契約保証金に充当した場合、契約保証金の額に足りない金額について納付すること。(契約締結と同時に、売却代金の全額が納付されたときは、契約保証金の納付を免除することができる。)

(3) 必要書類

契約に際しては、泉南市より契約書(2通)を送付するので、落札者は必要事項を記入・押印の上、必要書類(売却物件が自動車である場合は、泉南市がメール等で送付する契約締結の案内において指示する書類)を添付して(1)の契約締結期限までに泉南市に直接持参又は郵送(特定記録郵便又は簡易書留郵便に限る。)すること。

11 売却代金の納入

落札者は、売却代金の納付期限までに指定された納付方法により売却代金の全額を一括で納付してください。なお、売却代金のほか、契約費用、運搬費用、公租公課、自動車損害賠償責任保険料等、売却物品に係る全ての費用は落札者の負担とします。

(1) 売却代金納付期限

令和6年9月3日(火)午後2時30分まで

(2) 納付方法

売却代金は次のうちのいずれかの方法で納付すること。なお、売却代金の納付に係る費用は、落札者の負担とし、売却代金の納付期限までに泉南市が納付を確認できるよう一括納付をすること。

ア 泉南市が指定する銀行口座へ振込による納付。

イ 現金もしくは銀行振出の小切手(大阪手形交換所加盟の金融機関が振り出す自己あて小切手とし振出日より8日以内のもので、「受取人」は「持参人払い」としたものに限る。)泉南市へ直接持参

(3) 売却代金の残金

売却代金の残金は、落札金額+消費税相当額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に保証金)を差し引いた金額とする。

12 物品の引渡しの時期と場所

(1) 権利移転の時期

売却物件に係る危険負担は、売買契約を締結した時点で、落札者に移転するものとする。

したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等、泉南市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負うこととなり、売却代金の減額や損害の賠償を請求することはできない。なお売却代金の納付を完了した時点で、所有権が落札者に移転するものとする。

(2) 売却物件の引渡し手続

売却代金の納付を泉南市が認めたとき、売却物件の保管場所にて引渡しものとする。

なお、お引取りの際は、その予定日時を事前に清掃課まで連絡すること。

引渡し手続に伴う費用は、全て落札者の負担する。

自動車の落札者には、引渡し時に権利移転に必要な書類を交付することとする。

13 その他

売却物件は公開したときの状態で引渡すものとし、引渡し後、発生した不具合や故障及び発見されたキズ等については、泉南市は一切の責任を負わない。

この説明書に定めのない事項については、泉南市財務規則その他関係法令等の定めるところによるものとする。

【問い合わせ】

〒599-0201

大阪府阪南市尾崎町532番地

泉南市市民生活環境部清掃課

電話番号 072-483-5875(直通)